

第5回 農業委員会総会議事録

令和5年11月27日開会

中標津町農業委員会

令和5年11月27日、第5回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	小 沼	大
2 番	西 塚	知 也
3 番	纓 坂	直 俊
4 番	福 嶋	寿 顕
5 番	山 下	幸 枝
6 番	助 口	明
8 番	船 越	信 雄
9 番	二 瓶	裕 貴
10 番	横 田	千 秋
11 番	長谷川	孝 二
12 番	田 中	洋 希
13 番	竹 村	聡
14 番	瀧 本	和 男
15 番	後藤田	宏 幸
16 番	中 村	正 生
17 番	笠 原	康 博
18 番	本 田	信 幸

本日欠席した委員

7 番 遠 藤 昭 男

附議した案件

- (イ) 議案第 21 号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第 22 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ニ) 議案第 24 号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ホ) 報告第 2 号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
庶 務 係 長	葛 西 利 光
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第5回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
12番、田中 洋希 委員。
13番、竹村 聡 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 10月27日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。11月8日 令和5年度農地パトロール・検討報告研修会を実施し、委員16名の出席により一時転用許可地等5箇所永久転用許可地1箇所を巡回し、状況などを確認したところであります。また、農地パトロール終了後、役場101会議室におきまして、10月16日から10月23日まで4班編成にて実施いたしました、利用状況調査の結果を各班から報告いただき、状況の共有及び今後の対応などについて協議したところであります。次に11月22日に北海道農業会議第8回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第21号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)(2)について、地区推進班から説明をお願いします。
(挙手あり) 纓坂委員。

纓坂委員 上程になりました議案第21号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積658㎡、利用状況、山林原野。3、申請の理由。地目変更登記申請の

ため。4、見取図は3ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域外となっており、公簿は畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和5年11月10日、第3地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。5ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,966㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、計130,182㎡。3、許可を受けようとする事由。
貸主、所有農地を近隣農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年12月1日から令和10年10月31日まで。6、価格。年650,000円。7、資金調達の方法、自己資金。8、当事者の経営状況。
構成員、1人、農従者、1人、経営地、計2,074,619㎡、家畜、牛749頭。9、見取図は、6ページのとおりです。
この案件につきましては、当事者の申し出により、所有農地の一部を相対で近隣農地所有適格法人に賃貸借設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第22号(2)について説明いたします。7ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳 農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 35,306 m²内 18,500 m²、利用目的、牧草畑、他4筆、計 135,642 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年12月1日から令和6年11月30日まで。6. 価格。年607,500円。7、資金調達の方法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計284,726 m²、家畜、牛291頭。9、見取図は、8ページのとおりです。

この案件につきましては、当事者の申し出により、所有農地の一部を相対で近隣農地所有適格法人に賃貸借設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第22号(3)について説明いたします。9ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 718 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。41,000 円。6、資金調達の方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 750,975 m²、家畜、牛 68 頭。8、見取図は、10 ページのとおりです。

この案件につきましては、当事者の申し出により、分筆した所有農地の一部を相対で近隣農家に所有権移転をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 5、議案第 2 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第 2 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2) について、説明いたします。12 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、(公財) 北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇〇、(株)〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 16,747 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 73,411 m²。貸主、農地保有合理化事業により賃貸

するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年11月28日から令和10年9月27日まで。6、価格。年108,640円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計83,824㎡、家畜、牛80頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、13ページのとおりです。なお、(2)につきましても貸主が同一であることから、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。14ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,652㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計56,510㎡。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年11月28日から令和10年9月27日まで。6、価格。年47,660円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計1,519,960.40㎡、家畜、牛100頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、15ページのとおりです。この2件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)から(5)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第23号(3)から(5)について、説明いたします。16ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 40,912 m²、利用目的、牧草畑、他 2 筆、計 144,878 m²。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 1 月 28 日から令和 10 年 9 月 27 日まで。6、価格。年 226,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4 人、農従者、3 人、経営地、計 857,695.09 m²、家畜、牛 180 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、19 ページのとおりです。なお、(4)(5)につきましても貸主が同一であることから、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。17 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 19,725 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 26,892 m²。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 1 月 28 日から令和 10 年 9 月 27 日まで。6、価格。年 41,940 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3 人、農従者、3 人、経営地、計 793,175 m²、家畜、牛 187 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、19 ページのとおりです。
18 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 30,000 m²、利用目的、牧草畑。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 1 月 28 日から令和 10 年 9 月 27 日まで。6、価格。年 46,800 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、5 人、農従者、3 人、経営地、計 853,451 m²、家畜、牛 193 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、19 ページのとおりです。

この 3 件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した 5 年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3) から (5) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(6)(7)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第23号(6)(7)について、説明いたします。20ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,819㎡、利用目的、牧草畑、ほか2筆、計54,676㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年11月30日から令和8年11月30日まで。6、価格。年159,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、9人、農従者、5人、経営地、計681,703㎡、家畜、牛87頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、21ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇氏が相続した所有農地を近隣農家に賃貸借するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。22ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇 〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積46,200㎡、内41,700㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計79,800㎡。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年11月30日から令和8年11月30日まで。6、価格。年222,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、経営地、計770,829㎡、家畜、牛150頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、23ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有農地を近隣農家に賃貸借するものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(8) から(11)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 西塚委員。

西塚委員 上程になりました議案第23号(8) から(11)について、説明いたします。24ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字西竹9番1、公簿、畑、現況、畑、面積43,089㎡、利用目的、牧草畑、他10筆、計239,245㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。14,326,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況。(公財)北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、25ページのとおりです。

この案件につきましては、所有農地の一部を農地保有合理化事業により北海道農業公社に売り渡すものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

26ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積412,863㎡、利用目的、牧草畑、他8筆、計412,863㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。24,972,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況。(公財)北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、27ページのとおりです。なお、(10)につきましても譲受人が同一ですので、譲受人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。

28ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 26,083 m²、利用目的、牧草畑、他 19 筆、計 504,288 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。27,917,000 円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況。(公財)北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、30 ページのとおりです。この2件につきましては、各譲渡人の離農に伴い、農地保有合理化事業により所有農地を北海道農業公社に売り渡すものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

31 ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 9,291 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。529,000 円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、5 人、農従者、5 人、経営地、計 818,629 m²、家畜、牛 366 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、32 ページのとおりです。この案件につきましては、本村氏の農地の一部を近隣農家に譲渡するものであり、令和5年6月19日開催のあっせん会議において譲受人を決めたものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(9) から (11) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(12)(13)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第23号(12)(13)について、説明いたします。
33 ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積71,152㎡、利用目的、牧草畑、他6筆、計257,812㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。14,120,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況。(公財)北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、34ページのとおりです。なお、(13)につきましても譲受人が同一ですので、譲受人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。

35ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積13,822㎡、利用目的、牧草畑、他9筆、計387,013㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。22,559,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況。(公財)北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、36ページのとおりです。この2件につきましては、所有農地の一部を農地保有合理化事業により、北海道農業公社に売り渡すものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(12)(13)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

議長　ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程６、報告第２号「農地法第５条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

（１）について、内容を地区推進班から報告願います。

（挙手あり）櫻坂委員。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程 7、議案第 24 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

13

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。
これをもちまして、第5回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 10時55分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月8日

会 長 _____

12番 _____

13番 _____